

教育現場に活用可能な非行基準の作成

神奈川県立総合教育センター 橋本隼人
横浜国立大学 宮戸美樹

Creation of useful criteria of delinquency in education

教育現場に活用可能な非行基準の作成

Creation of useful criteria of delinquency in education

橋本 隼人*・宮戸 美樹**

問題と目的

1. 問題

(1) 非行の原因論と対応

内閣府（2010）が、成人の男女に対し、どのような少年非行が増えているかという質問を行ったところ、「自分の感情をコントロールできなくて行くもの（突然キレて行くもの）」を挙げた者の割合が最も多かった。小保方・無藤（2005）においても、非行傾向を呈する生徒のセルフコントロールの低さを指摘している。

生島（1999）は、他者の痛みがわからないのは、自己の心の痛みを実感できないことの裏返しであり、少年たちにとって、自分自身の欲求不満や葛藤、痛み、悩みを抱えられないことが問題であることを指摘している。その上で、青少年が内的な欲求不満を抱えられないために、行動化（非行）という防衛に向かう可能性があることを示唆している。近藤ら（2008）は抑うつに耐える力尺度を作成し、心の中で不安を抱えられる力が問題行動の抑制要因になることを挙げ、抑うつを内的に抱える力と非行からの立ち直りの関連を検討している。また、河野（2011）は欲求不満や葛藤を抱えられず、葛藤を外在化させ、行動化（非行）となって現れてしまうことが非行少年たちの特徴であることを指摘している。生島（1999）は、「悩みを抱えさせる」ためには、少年自身が思い通りいかない現実を認め、それに向かい合うことができる力が必要だとしている。その上で、その不安や不愉快を味わい真に「落ち込む」経験が不可欠であり、そのために

は、自らの体験を振り返るような、静かな落ち着いた時間と場所を提供し、さらに、ともに悲しみ、落ち込みから立ちあがってくるのを支える援助者がいることが、非行からの立ち直りの必要条件であることを指摘している。つまり、欲求不満や葛藤を内的に抱える力を高めるためには、安心感を与えられる環境や対人関係が必要である。

また、恥や罪悪感の観点から、非行の抑制要因を検討している研究もなされている。松井ら（2005）は、他者を意識したときに恥ずかしいと感じる「他律的恥意識」と他者に対して感じる罪悪感が、非行の抑制要因であることを明らかにした。さらに、永房ら（2005）の研究では、「他律的恥意識」が虞犯行為と犯罪行為に対して抑制要因となることを示し、子どもに他律的恥意識をもたせることの重要性を指摘している。このことから、子ども個人の特性や心理的側面は、非行の理解において重要な一側面となる。

一方、非行の原因論は、親子関係や友人関係、教員との関連といった関係性の側面からも述べられている。Hirschi（1969/1995）は「社会的絆理論（social bond theory）」を提唱し、社会との絆（bond）が多い子どもほど、非行に対する抑制が効くということを考察し、子どもと周囲の他者との関係の重要性を指摘している。

親子関係を要因とした研究としては、向井（2008）が一般の中学生を対象とした調査研究を行っている。問題行動の多い生徒は、親の養育態度に対して温かさも過保護傾向も乏しいと捉え、両親との関係も低く評価していることを明らかにし、非行傾向の子どもは親の温かさや保護を感じ

*神奈川県立総合教育センター

**横浜国立大学

ていないという傾向がみられることを指摘している。また、Winnicott (1956/2005) は、反社会的傾向が本質的に愛情剥奪と関連していることを指摘し、特に、盗みは母親からの愛情を求めていることを指摘している。また、友人関係や教師との関係に焦点を当てた研究としては、小保方・無藤 (2004) がある。その中で、非行傾向行為の経験のある子どもは親子関係が親密でないと同時に、家族への帰属感が下がり、居場所を求めて友人とつながっていることを指摘し、友人とつながることで非行傾向行為を一緒にするという同調行動がみられ、これらが非行の要因となっていることが示唆された。さらに、鈴木ら (1996) によると、非行傾向の子どもは教師との関係が良好であるという認識が低くなり、教師に対する信頼感も低くなっている。

河野 (2009) は、従来の非行研究のほとんどが、その原因を追及するものであったことを指摘し、「非行・犯罪へのリスクを抱えながらも、行動化せずに生きていくには何が必要なのか」という非行への対応の観点から問題を捉えなおす必要性を説いた。これまで大人が直面している非行への対応について、学校内外における学校教員の子どもに対する支援や指導に焦点を当てた研究が多くなされている。

田邊・小柴 (2011) は、学校における子どもの対人関係の問題は、小学校入学から始まり、学年を追って学校種ごとに変化していることを明らかにした。その上で、学校における問題行動への対処と非行防止について論じ、まずは1対1の関係づくりを行い、子ども1人ひとりを理解していくことが重要であるとした。森田 (2002) は、生育歴の中で大きな失敗経験を機に非行に及んでいる青年は、小さな成功経験の積み重ねによって自己有用感を獲得し、親子関係や教員などの周囲との関係を改善させることで非行からの立ち直りが可能であることを指摘している。さらに、白井ら

(2001) は、逸脱行動を行う際に発揮されていた勤勉性が、仕事などの適応的な領域で発揮できるような方向転換が必要であるとし、その方向転換のためには援助者との出会いが重要となることを明らかにした。また、杉山 (2001) は、中学生の非行と教員との相互作用の重要性を強調し、教員との関係性の改善が非行の改善にも影響を及ぼすことを示している。

このように、非行を原因論の立場から検討する研究は数多くなされており、心理的要因や関係性の要因と非行との関連は多くの研究で吟味されてきた。しかし、原因論を探る非行研究の中で、何を非行と捉えるかの基準は曖昧であり、明確な非行の基準は定められていない現状がある。

(2) 非行の基準

少年法によると、非行とは、「14歳以上20歳未満の犯罪少年、14歳未満の触法少年、今のところ犯罪ではないが将来そうなる可能性を含む虞犯少年」、という3種類に分類され、これらが総称されたものである。鈴木ら (1996) は、自己申告法を用いて中学生と高校生の逸脱行動を測定しようと試みた。また、向井 (2008) をはじめ、多くの非行研究では、非行の項目を中学生へのインタビューや先行研究から作成し、自己申告法によって非行を捉えようとしている。しかし、これらの研究では、「非行」に対する定義が曖昧であるため、個々人の価値基準が大きな影響を与えている。そのため、どのような行為を「非行」と捉えるかは明確にされていない。「非行少年は常に時代を写す鏡であるが、専門機関による関わりも非公開のため、その実態が正確に伝えられることは難しい (生島・村松, 1998)」という指摘のように、非行の基準や実態を捉え切れていない現状がある。そういった現状の中で、麦島 (1990) は、非行を「周囲の大人がその対応に困惑している状況」と定義

し、非行は大人の価値基準であることを明らかにした。また、Winnicott (1967/1999) は、「非行」と「反社会的傾向」を区別しており、子どもの反社会的傾向が発展することで、非行となることを指摘し、非行の場合は治療の時期を既に逸している可能性を示唆し、非行の進行度を位置付けることの重要性を指摘している。

2. 目的

これらの先行研究より、その対応も含めて教育現場や教員における非行の理解が重要であることが明らかであり、起こりうる問題行動の質を見極め、その質に応じた対応のあり方を検討できるよう、教育現場に活用可能な行動の質による「非行の基準」を明確にすることが必要と考えられる。非行は大人の価値基準(麦島, 1990)であり、教員をはじめとした子どもに関わる大人が捉える行動の質により非行の基準を明確にすることは、その対応に対する観点からも学校教育や教員にとって意義のあることである。以上のことから、本研究では、麦島(1990)の指摘する「周囲の大人」として、教員となる可能性の高い教員養成系の学部所属する大学生を対象に調査を行い、教育現場に活用可能な非行の基準を作成することを目的とする。

まず、予備調査にて教員養成系の学部所属する大学生が問題であると判断する中学生の行為を調査し、非行基準の候補項目を作成する。次に、大学生に対して本調査を行い、非行基準の候補項目をもとに中学生の「非行の基準」の構造を明らかにする。

予備調査

1. 目的

教員養成系の学部所属する大学生を対象に、非行や問題行動と捉えられる具体的な行為を明らかにし、中学生における非行基準の候補項目を作

成することを目的とする。

2. 方法

1) 回答者

回答者は関東近郊大学に所属する学生28名であった。全回答者のうち教員養成系の学部所属していない1名を分析から除外し、教員養成系の学科に所属している27名を分析の対象とした(男性:14名、女性:13名)。

2) 調査時期

2011年1月。

3) 調査方法

約30名収容の大学講義室において、個別自記入式の質問紙調査で実施され、講義前に講師と筆者との依頼に応じて回答した。謝礼は提示していない。調査開始時に文書と口頭で説明合意を得ている。筆者によって集団調査形式で実施され、回答は無記名で、回答時間は約10分間であった。

4) 調査内容

①フェイスシート

性別・学年・所属学部の記入を求めた。

②中学生にとっての非行・問題行動だと思う行為

教員養成系に所属する大学生が、一般的に中学生の非行・問題行動をどのように捉えているのかを質問する項目である。『あなたが「中学生にとっての非行・問題行動だと思う行為」をご自由にお書きください』と質問し、非行・問題行動として思い浮かぶ行為について自由記述で回答を求めた。

③中学校の教員であれば、注意・指導するであろう中学生の行為

教員養成系に所属する大学生が、中学校の教員であれば注意・指導する行為をどのように捉えているのかを質問する項目である。『あなたが「中学校の教員であれば、注意・指導するであろう中学生の行為」をご自由にお書きください』と質問し、中学校教員の立場として、中学生に注意・指

導する行為として思い浮かぶ行為について自由記述で回答を求めた。

3. 結果

「中学生にとっての非行・問題行動だと思う行為」と「中学校の教員であれば、注意・指導するであろう中学生の行為」について、自由記述式の調査から回答を求めた。その結果、「中学生にとっての非行・問題行動だと思う行為」の主な回答は、「万引き」「無免許運転」「授業に出ない」であった。

一方、「中学校の教員であれば注意・指導するであろう中学生の行為」の主な回答は、「いじめ」「授業をさぼる」であった。また、2つに共通している項目は、「喫煙」「暴力」「飲酒」などであった。質問において得られた全ての回答は、表1に示す。

回答内容について、心理学を専攻する大学院生2名が、少年法による犯罪・触法、虞犯行為の基準、学校内での生徒指導という判断基準により、行為の凶悪さに応じて分類した。分類の結果、中学生の非行・問題行動は3つの側面に分類された(図1)。

表1 「中学生にとっての非行・問題行動だと思う行為」と「中学校の教員であれば、注意・指導するであろう中学生の行為」、2つの共通項目

中学生にとっての非行・問題行動	中学校の教員であれば注意する行為	2つの共通項目
嘘	時間を守っていない	あいさつをしない
約束を破る	宿題をやってこない	遅刻しても気にしない
暴言	あまりに成績が悪い	授業中に立ち歩く
無視する	授業中の私語	教室から出て行く
授業に出ない	寄り道	先生に反抗する
校舎内につばを吐く	服装の乱れ	テストのカンニング
ギャンブル	授業をさぼる	不登校
夜のバイト	授業妨害	物を壊す
自転車のタイヤをパンクさせる	頭髮の色を染める	行ってはいけないといわれた場所に行く
窓ガラスを割る	差別	校則違反の格好をする
地元青年団との接触	いじめ	深夜徘徊
万引き		喫煙
窃盗		飲酒
無免許運転		暴力
自傷他害のおそれがあること		恐喝
強姦		援助交際
		薬物乱用

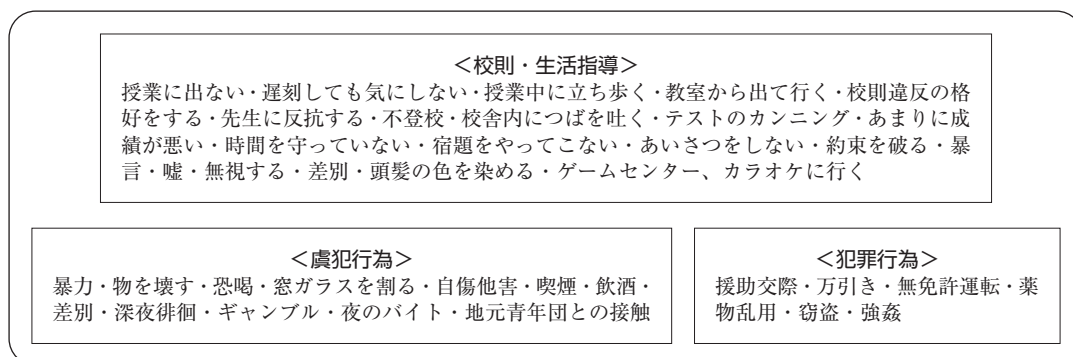


図1 教員養成系の学部所属する大学生における中学生の非行概念の分類

第1に分類された側面は、「授業に出ない」「遅刻しても気にしない」「授業中に立ち歩く」などの、比較的軽い問題行動であり、『校則・生活指導』の側面として分類した。

第2に分類した側面は、「暴力」「物を壊す」「恐喝」「飲酒」「喫煙」などの触法行為であるが、学校での指導も可能な部分もあり、凶悪さは中程度であると判断し、『虞犯行為』として分類した。一方、第3の側面は、「援助交際」「万引き」「薬物乱用」などの行為であり、凶悪さの高い行為として『犯罪行為』の側面として分類された。これらの分類をもとに、教員養成系の学部所属する大学生に

表2 中学生における非行の候補項目

1	学校の授業に出なかったり、学校に遅刻しても気にしない
2	約束を破ったり、嘘をついたりする
3	店で万引きをする
4	人から物を盗む
5	人を殴ったり蹴ったりする
6	酒を飲む
7	校則違反の制服を着たり、校則違反の髪型に変えたりする
8	先生のことをいじめる
9	学校に携帯電話を持っていく
10	人を差別したり、いじめたりする
11	物を蹴ったり壊したりするなど、物にあたる
12	禁止されている時間にゲームセンターやカラオケに行く
13	薬物を乱用する
14	人を脅して物を取ったり、お金を取ったりする
15	深夜に街を徘徊する
16	友達とケンカをする
17	テストでカンニングをする
18	地元の暴走族と接触する
19	お金や物を賭けたりして、ギャンブルを行う
20	夜に隠れてアルバイトをする
21	授業中に学校で物を食べる
22	援助交際をする
23	先生に反抗的な態度で接する
24	授業中に立ち歩いたり教室から出て行く
25	タバコを吸う
26	窓ガラスを割る
27	汚い言葉を使ったり、暴言を吐いたりする
28	学校の授業の妨害をする
29	時間を守ることができない
30	原付や自動車の無免許運転をする

とっての中学生の非行の基準について、心理学を専攻する大学院生2名が項目の精査を行い、30項目の中学生における非行の候補項目を作成した(表2)。

4. 考察

予備調査において、「中学生にとっての非行・問題行動」と「中学校の教員であれば注意・指導するであろう行為」について、類似した行為が抽出された。「中学生の非行・問題行動」と「学校での指導」を同じように捉えている可能性が示唆された。したがって、教員養成系の学部所属する大学生にとって、学校での指導と中学生の非行・問題行動は切り離せない問題であり、学校を含んだ社会の中で非行に対応していくことが必要と考えられる。

一方、予備調査で得られた非行・問題行動は、行為の凶悪さに応じて「校則・生活指導」「虞犯行為」「触法行為」の3つの側面に分類・整理された。「校則・生活指導」では、校則や学校の指導方針に基づき、学校の中で教員が指導するであろう行為が分類された。「虞犯行為」は、今のところ犯罪ではない、または触法の中でも比較的凶悪さが低い行為であり、学校での指導だけでも済まされる可能性がある。一方、「犯罪行為」の項目は、触法行為の中でも比較的凶悪と捉えられる行為である。今後、得られた非行の候補項目に基づき、教育現場に活用可能な「非行の基準」の作成を行っていくことが必要である。

本調査

1. 目的

予備調査から得られた非行基準の候補項目をもとに、教員養成系の学部所属する大学生が、非行や問題行動と捉えている行為を明らかにし、教育現場に活用可能な「非行の基準」を作成することを目的とする。

2. 方法

1) 回答者

回答者は、関東近郊の教員養成系の学部に所属する大学生・大学院生、135名であった。そのうち、著しく回答に不備のあった11名を除外し、最終的に124名が有効回答者となった（男性66名、女性56名、不明2名）。

2) 調査時期

調査時期は2011年8月。

3) 調査方法

約200名収容の大学講義室において個別自記入形式の質問紙調査で実施され、講義後に、講師と筆者との依頼に応じて回答した。謝礼は提示していない。調査開始時に文書と口頭で説明合意を得ている。説明の後に筆者によって集合調査形式で実施され、回答は無記名で行われた。実施時間は約15分であった。

4) 調査内容

①フェイスシート

性別・年齢・学年・学部の記入を求めた。

②非行の基準についての質問候補項目

中学生が犯す非行・問題行動について、どの程度悪いものであると感じるかを質問したものであった。予備調査で得られた具体的な行為をもとに、独自作成した30項目で構成されていた。「中学生が下記の行動を行った場合、あなたはどの程度悪いことだと感じますか」と質問し、30項目それぞれについて、「1. 全く悪いと思わない」「2. 悪いと思わない」「3. どちらかといえば悪いとは思わない」「4. どちらともいえない」「5. どちらかといえば悪いと思う」「6. 悪いと思う」「7. かなり悪いと思う」の7件法で回答を求めた。

3. 結果

1) 大学生が捉える中学生の非行・問題行動の構造
予備調査で得られた具体的な行為をもとに独自

作成した30項目に関して、因子分析（主因子法、プロマックス回転）を行った。負荷量の低い項目と高い負荷量が2つの因子に重複した項目を除いた、22項目について再度因子分析（主因子法、プロマックス回転）を行った。その結果、解釈の可能性から5因子を抽出した。（表3）。

第1因子に負荷量の高い項目は、「タバコを吸う」「深夜に街を徘徊する」「援助交際をする」「お金や物を賭けたりして、ギャンブルを行う」「薬物を乱用する」「地元の暴走族と接触する」の6項目であった。これらの項目は、学校内の枠組みから逸脱し、学校外での問題行動であると解釈された。したがって、この因子を【学校外での逸脱行動】($\alpha=.818$)と命名した。

第2因子に負荷量が高い項目は、「禁止されている時間にゲームセンターやカラオケに行く」「校則違反の制服を着たり、校則違反の髪型に変えたりする」「先生に反抗的な態度で接する」「授業中に学校で物を食べる」「学校に携帯電話を持っていく」の5項目であった。これらの項目は、学校内で決められている規則から逸脱し、学校内での対応が必要不可欠な問題行動であると解釈された。そこで、この因子を【学校内の生徒指導行動】($\alpha=.774$)と命名した。

第3因子に負荷量が高い項目は、「窓ガラスを割る」「人を差別したり、いじめたりする」「学校の授業を妨害する」「人を殴ったり蹴ったりする」「物を蹴ったり壊したりするなど、物にあたる」の5項目であった。これらの項目は、物や人に暴力を振るったり、破壊したりする行動であると解釈された。よって、この因子は【破壊的・暴力的行動】($\alpha=.695$)と命名された。

第4因子に負荷量が高い項目は、「店で万引きをする」「人を脅して物を取ったり、お金を取ったりする」「人から物を盗む」の3項目であった。これらの項目は、触法行為であり、特に、盗みや略奪

表3 非行・問題行動についての意識の因子分析：回転後の負荷量（主因子法、プロマックス回転）

項目内容	F1	F2	F3	F4	F5
<学校外での逸脱行動 $\alpha = .818$>					
25 タバコを吸う	.702	.137	-.030	.000	-.215
15 深夜に街を徘徊する	.699	.079	-.017	.046	.307
22 援助交際をする	.665	.001	.166	-.083	-.017
19 お金や物を賭けたりして、ギャンブルを行う	.582	.211	-.017	-.047	-.061
13 薬物を乱用する	.548	-.125	-.210	.214	-.104
18 地元の暴走族と接触する	.474	.125	.270	-.110	.110
<学校内の生徒指導行動 $\alpha = .774$>					
12 禁止されている時間にゲームセンターやカラオケに行く	.084	.741	.046	-.059	.027
7 校則違反の制服を着たり、校則違反の髪型に変えたりする	.082	.724	-.102	.067	-.065
23 先生に反抗的な態度で接する	-.049	.619	-.073	.021	.107
21 授業中に学校で物を食べる	.109	.556	-.104	.207	.116
9 学校に携帯電話を持っていく	.089	.512	.061	-.191	-.076
<破壊的・暴力的行動 $\alpha = .695$>					
26 窓ガラスを割る	.191	-.129	.621	.029	.003
10 人を差別したり、いじめたりする	.154	-.137	.585	.076	.021
28 学校の授業を妨害する	-.142	.077	.584	-.001	.280
5 人を殴ったり蹴ったりする	-.302	.129	.555	.031	-.218
11 物を蹴ったり壊したりするなど、物にあたる	.215	-.092	.433	.035	.037
<盗みと略奪行動 $\alpha = .753$>					
3 店で万引きをする	-.099	.188	.126	.727	-.045
14 人を脅して物を取ったり、お金を取ったりする	.230	-.273	-.021	.694	-.003
4 人から物を盗む	-.096	.113	.071	.684	.095
<約束や規則違反の行動 $\alpha = .438$>					
29 時間を守ることができない	.035	.081	-.068	-.009	.708
2 約束を破ったり、嘘をついたりする	-.087	-.021	.177	.103	.445
6 酒を飲む	.259	.115	.197	.099	-.434
因子間相関	F2	.551			
	F3	.373	.501		
	F4	.353	.333	.375	
	F5	-.067	.051	.251	.060

に焦点が当てられていた。したがって、この因子は【盗みと略奪行動】($\alpha = .753$)と命名された。

第5因子に負荷量の高い項目は、「時間を守ることができない」「約束を破ったり、嘘をついたりする」「酒を飲む(逆転項目)」の3項目であった。この3項目は、約束や規則を破る行動であると解釈された。したがって、この因子を【約束や規則違反の行動】($\alpha = .438$)と命名した。

以上のことから、教員養成系の学部所属する大学生が捉える中学生の非行・問題行動は、【学校

外での逸脱行動】【学校内の生徒指導行動】【破壊的・暴力的行動】【盗みと略奪行動】【約束や規則違反の行動】から構成されていることが明らかとなった。

2) 各因子の得点の比較

因子分析にて得られた中学生の非行・問題行動の5因子について、各因子間の得点の平均値を検討した。各因子の得点の平均値と標準偏差を表4に示す。その結果、教員養成系の学部所属する大学生は、中学生の非行・問題行動について、【盗

みと略奪行動】【破壊的・暴力的行動】【学校外での逸脱行動】【約束や規則違反の行動】【学校内での生徒指導行動】の順で、悪いことだと考えていることが明らかとなった。

表4 中学生の非行・問題行動の各因子得点の平均値の比較

因子名	N	平均	標準偏差
学校内での生徒指導行動	118	4.43	.99
約束や規則違反の行動	118	4.44	.80
学校外での逸脱行動	117	5.84	.91
破壊的・暴力的行動	118	6.03	.65
盗みと略奪行動	118	6.85	.34

4. 考察

現在までの非行研究において、どのような行為を「非行」と捉えるかは明確にされておらず、非行の定義は曖昧である。また、多様な種類の非行・問題行動が取り上げられている現代において(生島・村松, 1998, 向井, 2008など)、問題に応じた対応が求められている。対応の多様性と複雑さ、困難さが、これらの問題に関わる人々が苦慮するところである。特に、子どもの非行への対応を求められる教育現場での活用可能性を考えると、非行・問題行動の凶悪さに応じて、その抑制要因に差異が認められるかを検討することは、具体的対応の示唆を得るといことで重要だと考えられる。

このような背景により、本研究の目的は、教育現場にて非行の対応にあたる教員が、その行動の質を見極め、その質に応じた対応のあり方を検討できるよう、教育現場に活用可能な「非行の基準」を作成することであった。

中学生にとっての非行は、その行為の凶悪性より5つの構造であることが明らかとなった。しかし、「時間を守ることができない」「約束を破ったり、嘘をついたりする」「酒を飲む(逆転項目)」の3項目で構成されている【約束や規則違反の行

動】は、尺度の内的整合性が低く、尺度項目の妥当性を検討していく必要があると考えられる。そのため、【約束や規則違反の行動】を考察から除外し、本研究では、中学生にとっての非行を4つの構造として捉えることとする。

最も凶悪性の程度の低い行為は、「禁止されている時間にゲームセンターやカラオケに行く」「校則違反の制服を着たり、校則違反の髪型に変えたりする」といった【学校内の生徒指導行動】であった。これは学校生活の生活指導として対処される行動であると考えられ、凶悪性は比較的 low、主に教室や学校生活で見受けられる問題行動として位置づけられる。その対応としては、クラス担任を中心とした教員の日常生活の指導や生徒への声かけなどが中心となり、学年担当の教員が子どもを抱える環境として機能することが重要だと考えられる。

2つ目は、「タバコを吸う」「深夜に街を徘徊する」といった【学校外での逸脱行動】であり、学校という身近な大人による抱える環境では収まり切れず、学校外で呈する非行と捉えられ、3つ目は、「窓ガラスを割る」「人を差別したり、いじめたりする」など、人や物に対して危害を加える行為が中心となる【破壊的・暴力的行動】である。

これら【学校外での逸脱行動】【破壊的・暴力的行動】の2つの非行は、河野(2011)の指摘にあるように、欲求不満や葛藤を抱えられないための行動化であると理解される。学校内でそれらの非行の事実が判明したり、行動が発生したりした場合、その対応には、管理職や生徒指導担当、スクールカウンセラー等を含めた学校全体での支援や指導が必要不可欠だと考えられ、教育現場全体でチームを組むべき行為だと推察される。この場合、鈴木ら(1996)が指摘するように、教員と子どもとの関係性を構築していくことが重要であると推察される。また、森田(2002)は、小さな成功経験

の積み重ねによって自己有用感を獲得し、子どもを取り巻く周囲の大人との関係を改善させることで非行からの立ち直りが可能であることを指摘しており、身近な大人としての教員、スクールカウンセラー、保護者によって抱える環境を整えることに意義があると考えられる。一方、これらの非行に対する対応については、学校の指導だけでは限界のある可能性があり、学校を抱える存在でもある警察の支援や指導、地域の資源なども活用していくことも重要な視点である。したがって、【学校外での逸脱行動】【破壊的・暴力的行動】においては、学校内全体での抱える環境だけでなく、地域社会全体で子どもを抱える発想が必要であると考えられる。

最後は、最も凶悪性の高い行為であると考えられ、「盗み」や「奪う」といった【盗みと略奪行動】であった。この行為に対してはまず、警察の支援や指導の活用を行い、行為の矯正や保護という視点が必要だと考えられる。このような行為を呈する子どもにとって、矯正や保護が抱える環境となり、その環境において非行行為がある程度収まった後に、教員などの子どもを取り巻く身近な大人との関わりに焦点を当てていくことが重要であると推察される。また、Winnicott (1956/2005) の指摘のように、盗みや略奪行為が対人信頼感の低さや不安定な人間関係が原因であることも考慮する必要がある。

これらの4つの構造は、中学生における非行をその凶悪さの質に応じて位置づけることにより、その対応のあり方の1つの指標となりうると考えられる。言い換えれば、凶悪さの質に応じた非行の基準は、教室内、学校内、学校外での非行となり、その非行が起きる場所や質によって子どもの非行を、進行度として位置づけ直すことができる。非行における進行度の位置づけにより、白井ら(2001)が指摘する「援助者」として子どもに対応

する人物や機関を考慮することが可能となると考えられる。Winnicott (1967/1999) は、反社会的行為と非行を区別し、反社会的行為が進行して非行となった場合、治療をすることがより困難になることを指摘している。つまり、非行の進行度に応じて、適切な場所や方法によって非行への対応を行い、子どもを「抱える」ことが必要である。例えば、非行を呈する子どもに対して、学校内で教員との関係性に働きかけ、情緒を扱っていく対応をすることが子どもを「抱える」ことに繋がるのか、それとも学校内ではなく、まずは警察などの外部機関による指導などの矯正教育を行うことが「抱える」ことに繋がるのかといった対応方法は、それぞれの非行の進行度に応じて判断することが求められる。

以上のことから、これら4つの非行の基準は、従来までの研究において中学生によって作成された非行の基準とは異なり、起こりうる問題行動の凶悪さや起こされる場所に応じて非行を進行度として位置づけ直し、その対応のあり方を検討可能にする、いわば教育現場に即した「非行の基準」であることが示唆された。生島(1999)が指摘するように、非行傾向からの立ち直りのためには、安心感を与えられる環境や対人関係が必要である。本研究における「非行の基準」は、行為の進行度を位置づけ、対応に必要な環境や対人関係を誰がどこで提供し、子どもを「抱える」ことができるかを見極める指標となりうると考えられる。

5. 今後の課題

本研究では、教員養成系の学部にも所属する一般大学生が捉える中学生の非行・問題行動を、中学生の非行傾向として検討し、非行の進行度に応じた対応のあり方を考慮するために非行の基準を作成した。より妥当性の高い尺度にするために、課題も残されている。

大学生の調査において、「時間を守ることができない」「約束を破ったり、嘘をついたりする」「酒を飲む(逆転項目)」の3項目で構成されている【約束や規則違反の行動】は、約束や規則の遵守と飲酒という項目が混在する結果となり、本研究では考察から除外した。特に、「酒を飲む」は逆転項目となり、約束や規則違反の行動の尺度では内容的妥当性が低いと推察される。今後、「酒を飲む」の項目を詳細に検討し、項目内容の意味を検討していくことが求められる。

第2の課題は、非行の基準の妥当性を検討することである。そのためには、今回作成された非行の基準をもとに中学生に対して調査を行い、得られた4つの構造の心理的な意味について検討し、中学生の調査にて精査することが求められる。

引用文献

- Hirschi, T. (1969) Causes of Delinquency
University of California press (森田洋司・清水
新二 (監訳) (1995) 非行の原因—家庭・学校・
社会のつながりを求めて 文化書房博文社)
- 小保方晶子・無藤 隆 (2004) 中学生の非行傾向
行為について逸脱した友人の存在の有無による
検討 お茶の水女子大学子ども発達教育研究セ
ンター紀要2, 75-84
- 小保方晶子・無藤 隆 (2005) 親子関係・友人関
係・セルフコントロールから検討した中学生の
非行傾向行為の規定要因および抑止要因 発達
心理学研究16(3), 286-299
- 近藤淳哉・岡本英生・白井利明・栃尾順子・河野
莊子・柏尾眞津子・小玉彰二 (2008) 非行から
の立ち直りにおける抑うつに耐える力とソー
シャル・ネットワークとの関連 犯罪心理学研
究46(1), 1-13
- 河野莊子 (2011) 非行からの離脱とは何か—離脱
に至る心理プロセスモデルの提案 生島 浩・
岡本吉生・廣井亮一 (編) 非行臨床の新潮流
—リスク・アセスメントと処遇の実際 金剛
出版 pp.148-160
- 河野莊子 (2009) Resilience Processとしての非行
からの離脱 (犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇の
パラダイムシフト) 犯罪社会学研究34, 32-46
- 松井 洋・中村 真・堀内勝夫・石井隆之 (2005)
非行的態度の抑制要因に関する研究 川村学園
女子大学研究紀要16(1), 27-44
- 森田健宏 (2002) 再帰属法の利用による非行少年
への教育カウンセリングの事例研究 桜花学園
大学研究紀要4, 131-143
- 麦島文夫 (1990) 非行の原因 東京大学出版会
- 向井隆代 (2008) 中学生の問題行動と両親の養育
態度との関連 臨床発達心理学研究7, 54-63
- 永房典之・中里至正・堀内勝夫・松井 洋・中村
真・鈴木公啓 (2005) 子どもの恥感情は非行を
抑制するか 日本パーソナリティ心理学会第
14回大会発表論文集, 103-104
- 内閣府 (2010) 少年非行に関する世論調査 内閣
府大臣官房政府広報室
- 白井利明・岡本英生・福田研次・栃尾順子・小玉
彰二・河野莊子・清水美里・太田貴巳・林 幹
也・林 照子・岡本由実子 (2001) 非行からの
少年の立ち直りに関する生涯発達研究 (Ⅱ) —
ライフヒストリーの分析— 大阪教育大学教育
研究所報36, 41-57
- 生島 浩 (1999) 悩みを抱えられない少年たち
日本評論社
- 生島 浩・村松 励(1998) 非行臨床の実践 金剛
出版
- 杉山雅彦 (2001) 教育心理学と実践活動 中学校
における不良行為の改善と予防に関する検討
教育心理学年報40, 169-176
- 鈴木 護・鈴木真悟・原田 豊・井口由美子 (1996)
自己申告法による中学・高校生の逸脱行動の広

- がりとその背景要因に関する研究 科学警察研究所報告防犯少年編, 37(2), 96-107
- 田邊昭雄・小柴孝子(2011) 学校における問題行動への対処と非行予防 生島 浩・岡本吉生・廣井亮一(編) 非行臨床の新潮流——リスク・アセスメントと処遇の実際 金剛出版 pp.82-95
- Winnicott, D. W. (1956) The Antisocial Tendency (西村良二(監訳)(2005) ウィニコット著作集 2 愛情剥奪と非行 岩崎学術出版社 pp.129-140)
- Winnicott, D. W. (1967) Delinquency as a Sign of Hope Prison Service Journal (牛島定信(監)(1999) ウィニコット著作集3 家庭から社会へ 岩崎学術出版社 pp.80-89)